

令和7年(ワ)第561号 損害賠償等請求事件
 原告 エンブレム札幌清田管理組合
 被告 日本システム企画株式会社

被告証拠説明書(1)

令和7年6月27日

札幌地方裁判所 民事第3部 3係 御中

被告 訴訟代理人弁護士 藤原大



【乙】 号証	標目 (原本写しの別)	作成者 作成日	立証趣旨 (備考)
1	総合資料集 原本	被告 2017(H29). 12	<p>1. 被告は、本件契約前において、原告にパイプテクターの「総合資料集」を交付しているところ、総合資料集において、設置約1年後の効果測定では0.3ポイントの赤錆閉塞率が縮小改善であったところ、設置約10年後の効果測定では13.4ポイントの縮小改善した例(ライオンズマンション越谷北)【乙1・33頁】を掲載するなどしていること</p> <p>2. パイプテクターは、配管内の赤錆を防止し配管を更生する装置であり、配管内で新しい赤錆の発生を止め、不動態の硬い黒錆に変えて配管を更生すること</p> <p>3. 配管内の鉄(Fe)は、水中に含まれる酸素(O₂)と水(H₂O)により化学反応(酸化)を起こし、赤錆(FeO(OH))となる。この時、鉄は酸素に電子を奪われた状態になること【乙1・3～4頁】</p> <p>4. 通常、水道水として供給される水の分子(H₂O)は、水素原子(H)がプラス電荷に、酸素原子(O)がマイナス電荷に帯電する。マイナス電荷をもつ酸素原子に隣のプラス電荷を持つ水素原子が引きつけられ、多くの水分子(H₂O)が凝集結合した大きな固まりを形成し、水の自由電子(水和電子)は凝集の内側に存在している状態であること【乙1・3～4頁】</p> <p>5. 大きな凝集体になっている水分子は、パイプテクターを通過する時に、特定電磁波で水分子中の水素の原子核に核磁気共鳴(Nuclear Magnetic Resonance(NMR))現象を起こし、これにより小さな水の凝集体に変化し、自由電子(水和電子)は凝集の外側に移動する。この小さな凝集体の外側に位置する水和電子は、ポンプ等のエネルギーで運動する(流れる)と簡単</p>

				<p>に剥離し、連続的に水和電子の放電を起こすこと【乙1・3～4頁】</p> <p>6. このようにより発生する水和電子(e⁻)により、下記の通り、新規の鉄の酸化反応による赤錆の発生を防止すると共に、既にある赤錆(Fe₂O₃(OH))から水と酸素が放出され、赤錆を黒錆(Fe₃O₄(マグネタイトの皮膜))に還元すること【乙1・3～4頁】</p> <p>7. このようにより赤錆を体積が10分の1以下の硬い黒錆(マグネタイト)に還元することにより、配管内の赤錆閉塞が縮小改善されること【乙1・3～4頁】</p> <p>8. 実際に、パイプテクターを設置することによって、配管内の赤錆閉塞が縮小改善し、ないしは鉄分値が減少しており、配管内の赤錆を防止する効果が得られていること【乙1・5～21頁】等</p>
2	設置提案書	写し	被告 H30.3.14	<p>1. 被告は、原告に対し、H30.3.14、「設置提案書」を交付するなどしてパイプテクターの効用、使用に関する留意事項、製品保証、効果保証などの説明を行ったこと</p> <p>2. 効果保証については、「設置提案書」【乙2】に記載の通り、 ○「NMRパイプテクター」設置前と設置1年後の同じ箇所での赤錆閉塞率を比較し、赤錆の黒錆化によって赤錆閉塞が縮小改善することを、閉塞により進捗していない場合をもって効果保証と致しませんが、 ○上記効果判定が得られない場合には、お支払い頂いた金額を返金すると同時に装置を取り外し現状復旧致します。」 【乙2・5頁】 などとして説明を行ったこと等</p>
3	設置契約書	写し	原告、被告 H30.11.6	<p>1. 本件契約書の内容</p> <p>2. 製品保証として、設置日より10年間の無償商品交換を規定していること(第6条)</p> <p>3. 効果保証として、商品設置日より1年経過後の効果判定で効果が得られない場合の現状復旧、支払金額の全額返金を規定していること(第7条、第8条)</p> <p>4. 本件契約において、外部腐食からの漏水は製品保証の保証対象外としていること(第6条③)等</p>
4	設置13ヶ月後内視鏡調査報告書	写し	被告 R1.12.25	<p>1. 被告は、H30.3.23、効果判定が行えるようにするため、原告の理事長立ち会いの下、本件マンションA棟、及び同B棟において、パイプテクター設置前の給水配管の内視鏡調査を行ったこと</p> <p>2. 被告は、R1.12.10、本件契約の第7条(効果判定)に従って、本件マンションA棟、及び同B棟において、パイプテクター設置日より1年経過後(パイプテクター設置</p>

				日から約13ヶ月後)の内視鏡調査を行ってパイプテクターの効果測定を実施し、上記パイプテクター設置前(H30.3.23)の内視鏡調査と比較して、A棟において0.4ポイント、B棟において1.3ポイントの赤錆閉塞率が縮小改善したこと等
5	設置3年後内視鏡調査報告書	写し	被告 R3. 10. 18	被告は、R3.10.12、原告の理事長立ち会いの下、本件マンションA棟において内視鏡調査を行ってパイプテクターの効果測定を実施した結果、前記パイプテクター設置前(H30.3.23)の内視鏡調査と比較して、1.4ポイントの赤錆閉塞率が縮小改善したこと等
6	エンブレム札幌清田B棟8階配管の漏水に関する見解書	写し	被告 R3. 9. 10	被告は、原告より本件マンションB棟で漏水が発生した、更新工事に立ち会って欲しい旨の連絡を受け、R3.9.7、本件マンションB棟で行われた給水管更新工事に、原告の理事長とともに立ち会ったところ、同漏水は外部腐食によるものであったこと等
7の1	論文 (「Observation of Large Water-Cluster Anions with Surface-Bound Excess Electrons」)	写し	J. R. R. Verlet, 他 (SCIENCE Vol307) 2005 (H17). 1	大きな凝集体になっている水分子は、小さな水の凝集体に変化することで、自由電子(水和電子)は凝集の外側に移動すること等
7の2	論文の翻訳 (「Observation of Large Water-Cluster Anions with Surface-Bound Excess Electrons」)	写し	被告	同上 (備考) 【乙7の1】の論文の参照箇所について、翻訳したもの
8	論文 (「極性結晶構造を利用しての水中での鉄の錆防止に関する実験的研究」)	写し	岡島 敏, 他 (日本機械学会 2014年度年次大会講演論文集) 2014 (H26). 9. 7	1. 水和電子(e ⁻)により、赤錆(Fe ₂ O ₃ (OH))から水と酸素が放出され、赤錆を黒錆(Fe ₃ O ₄ (マグネタイトの皮膜))に還元すること 2. 赤錆を体積が10分の1以下の硬い黒錆(マグネタイト)に還元することにより、配管内の赤錆閉塞が縮小改善されること等 (備考) 参照箇所について、黄色に着色したもの
9	論文 (「液中プラズマ反応場解析のための水和電子分光測定」)	写し	伯田 幸也, 他 (計測と制御 第60巻 第3号 2021年3月号) 2021 (R3). 3	剥離放電された自由電子(水和電子)の寿命は100~1000億分の1秒程度とされること等 (備考) 参照箇所について、黄色に着色したもの
10の1	CD-R	写し	被告代理人 R7. 6. 26	1. 水道配管内に鉄釘(第1の実験)、ないし鋼管(ニップル)(第2の実験)を留置することで、水の運動(流れ)を妨げることになって防錆効果が発揮されないものと考え

				<p>えられること</p> <p>2. 鉄釘を透明の管内に留置して水を流した場合、釘の頭の部分が抵抗となり、全体の水流の速度が低下し一旦水が溜まっている状態となることが確認できたこと</p> <p>3. 鋼管（ニップル）を透明の管内に留置して水を流した場合も、鉄釘の場合と同様に、鋼管（ニップル）が抵抗となり、全体の水流の速度が低下し一旦水が溜まっている状態となることが確認できたこと等</p> <p>（備考） 被告において行った実験について、下記の動画映像を保存している 記 ①「流水実験・鉄釘」 ②「流水実験・ニップル」</p>
10 の 2	報告書 （流水実験の映像【乙 10の1】について）	原本	被告代理人 R7. 6. 26	<p>同上</p> <p>（備考） 【乙10の1】の各映像について、1秒毎の各キャプチャー画像を印刷した下記の資料を添付している 記 ①資料1（流水実験・鉄釘） ②資料2（流水実験・ニップル）</p>
11	NMR「パイプテクター」設置実施例 （在モンゴル日本国大使館）	写し	被告	パイプテクターを設置することによって、配管内の赤錆閉塞が縮小改善し、ないしは鉄分値が減少しており、配管内の赤錆を防止する効果が得られていること等
12	NMR「パイプテクター」設置結果報告 （防衛医科大学校 研修医官棟）	写し	被告	同上
13	NMR「パイプテクター」設置結果報告 （陸上自衛隊 神町 駐屯地）	写し	被告	同上
14	NMRパイプテクター 評価試験結果 （在英日本大使館）	写し	被告	同上
15	「NMRパイプテクター」設置後の効果 検証結果 （国土交通大学校）	写し	被告	同上
16	「NMRパイプテクター」設置結果報告 （在米日本大使館）	写し	被告	同上
17	NMR「パイプテクター」効果検証結果	写し	被告	<p>同上</p> <p>（備考） 下記の各番号（枝番号）の物件のもの 記 1 ユーハイム 赤坂南 2 ファミール 第2戸塚 3 サンシャイン 貝塚1番館</p>

				4	グリーンユーブ松が谷
				5	西公園ツインタワー
				6	グリーン二葉の里
				7	ファミール東灘壺番館
				8	エーデルハイツ帆柱
				9	ザパームス日本橋
				10	ワコーレ武里団地
				11	ダイナコート大濠Ⅲ
				12	ライオンズマンション越谷北
				13	ニューハイム生の松原
				14	ダイアパレス東島田
				15	パレス鶴見
				16	エパーライフ宮松第一
				17	女子大前サンシャイン
				18	エメラルドマンションリバー
					サイド貝塚
				19	ステラ月の浦C棟
				20	ネオハイツ西中央
				21	東峰マンション鳥栖Ⅲ
				22	天神南ハイツ
				23	エメラルドマンション和白駅
					前
				24	ユーハイム百道

以上